

第1条 (名称) 本会は榛原高等学校剣親会という。

第2条 (事務所) 本会の事務所は榛原高等学校(牧之原市静波850)に置く。

第3条 (会員)

この会は榛原高等学校剣道部出身者、および本会の目的に賛同する有志で組織する。

第4条 (目的)

この会は榛原高等学校高校剣道部の健全な発展を希望し、物心両面の後援をする
とともに、相互に剣道精神の高揚と技倆の錬磨に努めることを目的とする。

第5条 (事業) この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1, 榛原高等学校高校剣道部の適切な援助
- 2, 新年初稽古、寒稽古、暑中稽古等の指導
- 3, 会員相互の親睦
- 4, その他、目的を達成するため必要なこと

第6条 (役員) この会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1, 会 長 1名, | 2, 副会長 3名以内 |
| 3, 理事長 1名 | 4, 副理事長 1名 |
| 5, 常任理事 若干名 | 6, 理 事 若干名 |
| 7, 事務局次長 1名 | 8, 事務局次長 1名 |
| 9, 会 計 2名 | 10, 監 事 2名 |

- 第7条
- 1, 会長及び副会長は理事会において推挙する。
 - 2, 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 3, 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。

- 第8条
- 1, 理事長は理事会を代表し、常時本会の企画及び業務を執行する。
 - 2, 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
 - 3, 常任理事は理事会の同意を得て会長が委嘱する。
 - 4, 常任理事は常任理事会を構成し、この規則に定める事項を審議する。

- 第9条
- 1, 理事は各卒業期別に会長が委嘱する。
 - 2, 理事は理事会を構成し、事業を企画運営する。

- 第10条
- 1, 事務局長・次長、及び会計、監事は会員の中から会長が委嘱する。
 - 2, 事務局及び会計は本会の事務及び会計を掌る。

- 第11条
- 1, 本会に顧問を置くことができる。
 - 2, 顧問は歴代会長をもって充て、本会の運営について会長の諮問に応ずる。

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第13条 (会議)

- 1, 本会の会議は総会、常任理事会及び理事会とする。
- 2, 総会は毎年1回催して、予算、決算、その他本規約の改廃等、本会の重要な事項を決議する。

- ただし、理事会をもって総会に代えることができる。
- 3, 常任理事会及び理事会は必要に応じ随時開催する。
- 4, 会議は、すべて会長が召集する。

第 14 条 (会計)

- 1, 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれを充てる。
- 2, 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 15 条 (委任)

この会に定めるもののほか、本会の会務に関し必要な事項は会長が定める。

役員名簿 H30～H32 年度 剣親会役員一覧

- * 人選には、地域、年代 男女の参加を配慮し選出した。
- * 卒業年度理事に関しては原則的に学年主将が代表に選出される

顧問	半田 倉 (昭和53～)	澤入辰義 (平成8～)			
	松井美喜雄 (平成19～)		*顧問は歴代会長が就任		
会長	澤入光広				
副会長	下村信仁	増田悦弘	山本義澄		
理事長	杉本圭史	副理事長		櫻井直樹	
常任理事	大澤和也	大石健司	高田和幸	横山和秀	大村竜吾
	植田 緑	飯田圭美	前田ともみ		
理事	三井敏明	先生喜彦	相羽廣志	早川和幸	
	宮村壮五	水嶋真志	西原 稔	飯野和巳	下村信仁
	八木郁夫	齋藤 剛	鷲坂雅彦	植田正幸	増田真二
	須藤啓之	大澤和也	大石健司	高田和幸	秋山崇男
	石間克俊	木曾慎一郎	山口龍典	高塚 誠	佐藤信也
	竹内一浩	山本吉通	森川和晃	松下貴浩	畑 和臣
	佐藤真之	西尾武士	大隈 剛	高塚 俊	山本和波
	川村貴広	亀山 稔	松井健伍	水野信吾	榛葉達也
	本間優太郎	大石剛春	齋藤洵紀	中村拓矢	飯田一成
	菅澤尚登	* (平成 29 年度卒業代表)			
事務局長	枝村一臣		事務局次長	小杉山 佳	
会計	増田多朗	道田 剛			
監事	松井博紀	水嶋隆之			